

第 4959 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2014年)平成26年 4月 9日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

④ 親族の所有する固定資産を事業の用に供した場合

Q：生計を一にする親族の固定資産を事業の用に供した場合は、取扱いに注意が必要と聞いたのですが、どのような取扱いになっているのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

事業主と生計を一にする親族の固定資産を、その事業主の事業の用に供した場合には、次のように取り扱われることとなっています。

- ①事業主がその親族に支払う固定資産等の使用料の対価(家賃等)は、その事業主の事業所得の必要経費にならない。
- ②親族がその事業主から受取る対価の額は、その親族の所得(不動産所得等)の収入金額にならない。
- ③親族が負担する経費(固定資産税、借入金利息、減価償却費等)は、その親族の必要経費にならず、その事業主の必要経費になる。

つまり、生計を一にする親族間で固定資産等を賃貸借した場合には、税務上は、賃貸借はなかったものとみなし、事業主があたかもその親族の所有する固定資産を所有しているかのように取り扱うこととされていますことから、実務では、この点に十分注意しなければなりません。

なお、この取扱いは、事業として対価をやり取りする場合以外、事業に至らない業務においても同じ取扱いになっていますので、注意してください。

